

周南市ソフトバレーボール連盟登録規程

(目的)

第1条 本規程は、周南市ソフトバレーボール連盟(以下「連盟」という。)規約に基づき、円滑な運営と周南地域のソフトバレーボール愛好者相互の連携を図るための登録に関する事項を定める。

(登録資格)

第2条 本連盟への登録は、全て団体を単位として周南市民を中心に周南地域(周南市・下松市・光市)に在住・在勤・在学のソフトバレーボールを愛好する者をもって構成する。

2 その他、常任理事会で承認された団体。

(登録手続き)

第3条 本連盟への登録は、様式「周南市ソフトバレーボール連盟加盟団体登録届」に必要事項を記入し、事務局への提出及び登録料の納入をもって完了する。

(登録団体への制約)

第4条 登録団体は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 登録人数の制限は行わないが、大会参加時のチーム数は制限をする場合がある。
- (2) 登録に用いる団体の名称は、8文字以内にとともに、大会に参加する時のチーム名及び連盟への送金・郵便物には団体名を使用しなければならない。
- (3) 登録団体は、ソフトバレーボールリーダーの養成に努めなければならない。

(登録料)

第5条 登録料は次に掲げる通りとする。

- (1) 登録料は、30名までが3,000円とし、31名以上は10名単位で1,000円を追加とする。
- (2) 途中追加登録で30名を越えた場合、上記の追加料を要する。
- (3) 途中での登録者の抹消は受け付けるが、すでに納入した登録料は返還しない。
- (4) 途中脱退する場合、すでに納入した登録料は返還しない。

(登録有効期間)

第6条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までの会計年度期間とする。

(事業支援)

第7条 登録を完了した団体には、団体理事宛に次の事項を行う。

- (1) 大会、講習会、研修会開催の案内。
- (2) 大会、講習会等での参加優先の扱い。
- (3) 連盟機関紙送付及び各種情報の提供。
- (4) 関係団体からの各種情報の提供。
- (5) その他、常任理事会で決定された事項の提供。

(その他)

第8条 本規程に定めるものの他、必要事項は常任理事会で決定する。

本規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

平成23年 1月 1日一部改定し、平成23年 4月 1日から施行する。

平成24年 4月 1日一部改定。

(改定履歴)

年 月 日	改 定 内 容
平成16年 4月 1日	制 定
平成23年 1月 1日	支部制廃止に伴う改定 H22年12月6日第2回理事会(総会)にて、12月31日まで意見が無い為、 原案承認とする。H23年4月1日以降から施行する。
平成24年 4月 1日	対象範囲を周南地域(周南市・下松市・光市)に拡大に伴う改定(第3・4 条)